



京都市告示第508号

公印を次のとおり定めます。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

名称	使用開始年月日	印影	用途
都市計画局 都市景観部 景観政策課 専用京都市 市長印	平成25年 4月1日	 <p>21ミリメートル平方</p>	都市計画局都市景観部景観政策課における景観法, 京都市市街地景観整備条例, 京都市伝統的建造物群保存地区条例, 京都市眺望景観創生条例及び京都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)高度地区の計画書に基づく事務並びに地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による歴史的風致形成建造物の指定, 届出及び補助に関する事務
都市計画局 屋外広告物 適正化推進 室専用京都市 市長印	平成25年 4月1日	 <p>21ミリメートル平方</p>	都市計画局屋外広告物適正化推進室における屋外広告物法及び京都市屋外広告物等に関する条例に基づく事務, 屋外広告物の適正化に係る資金の融資に関する事務並びに優良屋外広告物等への誘導に係る事務

(都市計画局都市景観部市街地景観課)